

# 令和4年度 第1回郡上市都市計画審議会 会議録（要録）

日 時：令和5年3月22日（水）13時30分～14時45分

場 所：郡上市役所本庁舎4階 大会議室

## ◇出席委員（順不同・敬称略）

鶴田佳子、田代親昌、荒井誠二、市原和弘、  
大坪照雄、小椋重徳、原喜与美、三島一貴、田中義久

## ◇欠席委員（順不同・敬称略）

加藤徳光、中山紀子、渡辺友三

## ◇事務局

都市住宅課：粥川博之、鴛谷秀久、鷺見俊貴、久後智紀

## 《 内 容 》

### 1. 開会あいさつ

(進行) 本日は、皆様ご多忙中にも関わらず、令和2年度第1回都市計画審議会に出席をいただきありがとうございます。次第に沿って進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。それでは、開会にあたり、都市住宅課長の粥川がご挨拶申し上げます。

(粥川) <あいさつ>

(進行) 今回は、任期満了に伴う改選後の最初の審議会でございますので、ご無礼ではございますが、皆様方のお手元に委嘱書を配布させていただいております。また、任期についてですが、前回は6月1日から2年後の5月31日としていましたが、今回は、第1回目の審議会を行う本日より2年後の令和7年3月21日までの2年間の任期としています。なお、市議会議員の皆様におかれましては、令和6年3月31日までの任期とさせていただいておりますので、ご了承をよろしくお願ひします。

ここで、ご紹介させていただきますが、名簿をご覧くださいますと、市民代表として公募により2名の方が委員となっております。大坪照雄さんには引き続き委員として就任していただき、新たに小椋重徳さんが委員として就任されることとなりました。委員となりました、小椋さんに一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。小椋さん、よろしくお願ひします。

(小椋) <あいさつ>

(進行) ありがとうございます。

当審議会は、都市計画法並びに郡上市都市計画審議条例の規定によりまして、都市計画に関する事項を審議していただくために、設置されています。委員構成は、名簿のとおりでございますが、学識経験者、市議会議員、市民を代表するもので構成されており、任期につきましては、先ほどお話しをさせていただきましたとおりでございます。

## 2. 会長・副会長選出

(進行) それでは、はじめに、今回が任期満了に伴う、第1回目の審議会という事になりますので、まずは、会長・副会長の選出をお願いしたいと思います。会長・副会長につきましては、郡上市都市計画審議会条例第5条の規定によりまして「審議会に会長を置くものとし、学識経験のあるものにつき任命された委員のうちから委員の互選により定める」とございます。そこで、学識経験者の方の中から会長及び副会長を決めていただきたいと思います。委員の方の中からどなたか、立候補又はご推挙があればお願いしたいと思います。

(委員) 鶴田先生と加藤さんに会長、副会長ということで再選することを推挙します。お諮りを願います。

(進行) 今の意見について、いかがでしょうか。

<異議なし>

(進行) 異議なしということで、今、推挙がありましたように、会長につきましては、鶴田先生を選出させていただきます。また本日ご出席欠席ですが、副会長に加藤さんを選出させていただきます。

それでは、会長は議長席へご移動願います。

ここで会長に一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

(会長) <あいさつ>

(進行) ありがとうございます。現在のところ、委員12名中9名のご出席をいただいております。従いまして、郡上市都市計画審議会審議会条例第6条に規定する定足数に達しておりますので、ご報告させていただきます。なお、郡上市住民自治基本条例第19条により、会議は原則公開となっており、郡上市のホームページ等で議事録を公開させていただきますのでよろしくお願い致します。それでは、ここからの進行は、会長をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

### 3. 報告事項

(会長) それでは、次第にありますように報告事項が2件ありますので、はじめに1番建設部 都市住宅課からの事業報告について、事務局に説明を求めます。

(事務局) <報告事項(1) 建設部 都市住宅課からの事業報告について説明>

(会長) ただいま事務局より説明のあった内容について、ご意見やご質問等あればお願いします。

(委員) 街なみ環境整備事業の道路美装化について、令和5年度分の路線をもって事業全体が完了したのでしょうか。

(事務局) 資料の中の図面に載せているのは令和5年度までの事業路線です。街並み環境整備事業の計画は令和7年度まであり、令和2年度から令和6年度までの5年間で1期計画としています。令和7年からは2期計画の頭出しをしています。今後は南町の残りの路線や北町の一部の美装化を予定しています。

(委員) 令和2年度までの事業とは別の事業でしょうか。

(事務局) 令和2年度まで都市再生整備計画事業を行っていました。別事業として令和2年度から街なみ環境整備事業を行っています。報告事項(1)で説明したアンケート結果は都市再生整備計画事業の事後評価です。令和2年度に一度事後評価を行いました。無電柱化事業は令和3年度まで行っていたため、フォローアップとしてもう一度事後評価を行い、無電柱化事業後にどう変化しているか調査しました。

(委員) 街なみ環境整備事業の期間は規程で決まっているのでしょうか。

(事務局) 街なみ環境整備事業は1期5年間と決まっており、2期計画まで頭出ししているので最大で10年間続けることができます。

(委員) ショットブラスト工法について、景観上は良いが、通常のアスファルト舗装と比べて単価が相当高いと聞いています。八幡町でも除雪作業を行うので、10年経つ

と、損傷が出てくると思います。場合によっては計画期間中に補修が必要になってくると思いましたが、補助事業がいつまで続くのか確認のために質問しました。

(事務局) 令和2年度まで行っていた都市再生整備計画事業においても、道路修景整備事業として、ショットブラスト工法で舗装を行っていました。施工から5年程経ちましたが、問題なく使用できており、補修を行った事例はありません。また、街なみ環境整備事業には、舗装高質化という要件があるため、通常の舗装の打ち換えでは補助が受けられないこととなっています。

(委員) 家の近くにショットブラスト工法で舗装した箇所がありますが、耐久性が高く、以前の脱色アスファルト舗装のように骨材が飛び散らないようになりました。修景を行ったことで、景観も良くなり、ありがたく思っています。

市街地の県道も市と同じようにショットブラスト工法で舗装されており、先日、本町の平野本店の前の県道部分も同様に舗装されました。一方、宮ヶ瀬橋の橋面に穴が多く、一度修繕してもらいましたが、それでもまだ悪い状態が続いています。そこで、こういった市街地の県道の事業について県土木事務所との事業調整や連絡体制がどうなっているか教えていただきたいです。

(事務局) 県土木事務所がある総合庁舎の中に建設部と一緒にいるため、県市連携ということで、常に連携を取り合っ情報共有しながら、事業を進めています。本町の県道は宮ヶ瀬橋の修繕を行った際に、県道の舗装の状態も悪いということで、道路維持課で行っている全面委託の中で打ち換えを行ったとのこと。宮ヶ瀬橋は来年度以降に橋梁点検を行い、補修を本格的に行う予定をしていますので、よろしくをお願いします。

(委員) 今ここで質問をするのは少しおかしいかもしれませんが質問します。都市計画の中で郡上市が目指しているものについて、郡上市は観光を中心に取り組んでいると思います。今まで出ているのは重伝建地区など、特定の箇所の問題だと思えます。視野を広げて、郡上市、特に八幡町をどういう都市にするのかという、大きな目標について一度説明をしていただけないでしょうか。

(事務局) 都市計画審議会では、郡上市八幡都市計画マスタープランという、八幡町の中でも市街地のみを対象にした計画を元に審議を行い、事業を進めています。八幡町には、市街地以外に、例えば、川合地区、口明方地区、相生地区、西和良地区、小那比地区などの地区があります。都市計画区域も含んだ八幡町全体については八幡地域審議会という別の審議会の中で審議されています。

(委員) 令和5年度の事業計画にある案内誘導看板設置について、カーナビの案内で、高速から降りて、国道から尾崎へ入っていく観光客の車をよく見かけます。尾崎の市道は狭いため、これまで地元でもいくつか対策されていますが、事業として何か対策を行うのでしょうか。

(事務局) 資料には、郡上八幡インターの写真しか載せられませんでした。駐車場への案内看板は尾崎の前の交差点を含めた市街地外周道路上に18箇所設置を予定しています。また、明宝方面から来る車に対して、郡上八幡インターへ向かう場合、小野の交差点を右に曲がるように案内する看板の設置を予定しています。

(委員) 知らない土地へ行く場合にスマートフォンの案内（google map等）を使用しますが、どうして狭い道を案内するのだろうかと思った経験があります。おそらく、八幡に初めて来た方も思っていると思います。以前はカーナビの地図会社に案内の修正を依頼していたと聞いています。googleに対しても必要があれば案内の修正依頼を行った方が良いのではないのでしょうか。

(事務局) カーナビについては日本デジタル道路地図協会に依頼を行っていたと聞いています。尾崎に関しては外側線を狭めることでスピードを出さないようにすることで、もし車が入っても危険がないように対処しています。

(委員) 日本デジタル道路地図協会に修正の依頼をした経緯があるということで、やはり尾崎も正式に依頼した方が良いのではないのでしょうか。白線を引いたとしても、ナビで案内されると尾崎に車が入ってしまうと思います。

(事務局) 早急に検証して対応するようにします。

(会長) 続きます、2番 教育委員会 社会教育課の事業報告について、事務局に説明を求めます。

(事務局) <報告事項(2) 教育委員会 社会教育課の事業報告について説明>

(会長) ただいま事務局より説明のあった内容について、ご意見やご質問等あればお願いします。

(委員) 八幡町の他にも郡上市全体でも伝統的な建築物があると思いますが、そういった建築物の補修は行っているのでしょうか。

(事務局) 今回報告したのは文化庁で選定された郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)における事業です。現在、郡上市内において重伝建地区は郡上八幡北町のみです。他に重伝建地区が増えた場合には、同じように事業を進めていきたいと思っています。重伝建地区以外でも県指定重要文化財、市指定重要文化財の建造物については別途補助を行っています。

(委員) 都市住宅課の事業報告にて、まちなみづくり町民協定を結んだ地区内で、民間建築物等への補助を行うと説明があったと思います。これは市の独自の仕組みで補助を行うのでしょうか。

(事務局) 重伝建地区以外のエリアで郡上八幡まちなみづくり町民協定を結んでいる地区があるのですが、協定に協力しても何も補助が無いということで、町民協定の委員からも要望があり、市で補助事業を新たに設けました。町民協定の審査を行った建物の中で対象があれば、少しですが、補助を出していくという形になります。令和5年度から実施を予定しています。

(委員) まちづくり町民協定はどれくらいの地区が結んでいて、エリアはどの辺りになるのでしょうか。予算限られていることもあって、どこにでも補助を出すという時代ではないので、やはり住民の意思や気持ちが高まっている地区を優先的に補助するのが、全国的にも行われている方法だと思います。

(事務局) 重伝建地区に指定される前は37地区ありました。その内6地区は重伝建地区に指定され、現在は31地区になります。通りごとに町並みを揃えることを基本に

しており、通りごとに基準が若干異なります。エリアは旧八幡町市街地で北部区域、南部区域、東部区域、中央区域に分かれて協定を結んでいます。

(委員) 八幡町以外の地区が協定を結ぶことは可能でしょうか。

(事務局) 住民の同意があれば、八幡町以外でも協定を結ぶことはできます。

(委員) 旧八幡町の市街地なので、そこまで範囲が広がったというわけでもないのですね。

(委員) 景観的な話になりますが、令和5年度の事業計画の井口家住宅修理工事について、たとえ建物を修景したとしても、写真のように赤い看板や自動販売機があると良くないと思います。一方で、令和4年度の実績報告の杉下家住宅修理工事について、工事前後の写真を見ると、街灯が新しく設置されているように見えます。郡上市では、建物の周囲の構造物を含めて、景観的指導を行っているのでしょうか。あるいは建物しか制限がかけられないため、建物の規制しか行っていいのでしょうか。どう対応されているか教えていただきたいです。

(事務局) 郡上市では主として建物の他、塀などの工作物についても、指導を行っています。重伝建地区にある街並み交流館に設置している自動販売機につきましては、外から茶色のパネルを張って、色を周りに合わせるようにしています。郡上市の施設で自動販売機を設置している、あるいは設置を予定している事業者には指導を行っていますが、写真のような自動販売機につきましては、昔から設置されていることもあり、指導が行き届いていない状況です。

(事務局) 郡上市の場合、看板については県の屋外広告物条例に準拠して指導をしています。写真の看板については条例ができる前からあったものと思われます。現在、新規で看板を建てる場合には、条例従って規制を行っています。同じ看板を新たに設置できるかどうかについては、実際に審査をしないと判断できません。

(事務局) 今の話と関連して、街路灯や由緒書きについては、都市住宅課で所管しています。街路灯については無電柱化をする時に合わせて整備をしました。由緒書きについても、都市再生整備計画事業で整備を行いました。また、緑のサインポールについても過去にまちづくり交付金など、他の事業で整備をしています。これら

のものは景観審議会で審議して、町並みに合うような形で、設置を行っています。

(委員) 重伝建地区の景観を守っていくのであれば、看板など建物以外の構造物も重要になってくると思います。例えば、景観計画の中でエリアを限定して規制をする方法もあると思います。ただし、住人の意思が必要だと思います。

犬山城の城下町エリア一帯では、看板がすごく問題になっていました。そこで、オリジナルでガイドラインを作成して、一年に一回パトロールと指導をするという取り組みをずっと行っていました。大きな問題でなければそこまでなくても大丈夫だと思います。偶然写真に赤い看板が載っていて、少し気になりましたので発言しました。

(委員) 法律や条例で屋外広告看板を規制するのではなく、せっかく町並みを整備して、協定を結んでいるので、自主的に住民で話し合ってもらうように補助をする方が良いのではないのでしょうか。例えば、三、四十年前に長野県の小布施町では補助金を使わずに、住民の中で話し合っ、屋外広告物は規制、屋内広告物はフリーという形でまちづくりを行っていたそうです。また、市街地の中の銀行の駐車場は、銀行業務がない土日は観光客に向けて解放していました。一番肝心なのは、その銀行のシンボルカラーは青色でしたが、街中の看板の色は茶色にしていたということです。窓ガラスにも広告を張らずに、住民の書いたの書や花を飾っていたそうです。やはり、法律ではなく、本当に重要なのは住民の心だと思います。法律で縛ってしまうと、かえって大変になるので、住民で話し合っ決めてもらうしかないと思います。

(事務局) 新しい看板については、景観計画や町民協定の中で申請を出してもらって審査をしています。本庁の前や小野のファミリーマートは、看板の色を町並みに合うように色彩を落として、少し暗くするようにしていただきました。昔のケーズデンキの看板も色彩を落としてもらって、景観に配慮してもらいました。古い看板



については、今後、町民協定の方でどう対応するか調整を行ってまいりますのでよろしくをお願いします。

(委員) 先ほどの犬山の例は、最初にまちづくりの整理を行ってから、どんどんお店の経営者変わってしまって、当初の本来のまちづくりの精神が次の人に引き継がれなかったことが原因で、看板の問題が浮上してきました。郡上市とは状況が違うと思いますので、実際にお店の経営をされてる方や住民が相談しながら、決まり事を決めていくのが、郡上市らしいやり方だと思います。

(委員) まちづくりとして、色々な構想を練っていく場合、一番骨格になるのは道路計画だと思います。5年10年先を目指した道路拡幅計画があると思うのですが、例えば、計画の一部変更や追加などの審議をする場ですので、そういった意見を出していくことが大切だと思います。八幡町に最近よく来ますが、本当に道路が狭いと思います。道路が狭いだけで通ることはできるのですが、将来火災になった場合、消防車も近づけないような道路も町の中心にはかなりあると思います。防災の観点からも、まちづくりはやはり道路が基本になると思います。今の道路は江戸時代にできた道路かもしれませんが、400年前の道路のままで良いとは言えませんので、少し話が大きすぎるかもしれませんが、これから400年先の道路計画はこうあるべき、ということを考えるべきだと思います。参考にご意見申し上げました。

(事務局) 都市計画総括図については随時、変更・修正を行っています。最近では濃飛横断自動車道が都市計画決定されて、新たに図面に道路が入られました。道路計画については、濃飛横断自動車道の2本を含む、合計6本の都市計画道路が郡上市にはあります。詳しくは都市計画マスタープランに載っていますのでご覧ください。

(委員) 1年に1回、年度末に都市計画審議会を開催して、今年の街なみ環境整備事業の実績報告をされたと思いますが、1年程前にはここで議論をしたことをまとめて、都市計画マスタープランの改定を行いました。新しい委員が見えた場合には、そ

の辺の話を少し振り返りながら、都市計画審議会としての方針を示した方が、事務局として、良いのではないのでしょうか。

もう一点は、この都市計画と重伝建地区っていうのは、直接的には関係ないのですね。全国的に見れば、奈良井宿のように都市計画区域ではない場所に重伝建地区がある場所もあります。郡上市は都市計画区域内に重伝建地区があるために、関連事業としての報告があると思います。重伝建は文化庁の指定になるため、固定資産税が非課税になっています。そのため、非常に細かいところまでしっかり行政が指導していくことと、先ほど委員さんが言われたように、住民同士で話し合っていくことが必要だと思います。「中世の宝石箱」と呼ばれているドイツのローテンブルグという石の城壁に囲まれた町は、第二次世界大戦で壊されてしまったのですが、石組みを直してその町を復元したそうです。国の文化財に指定され、固定資産税が非課税ということは、国を挙げて保存していくという建物ということなので、修理修景は手挙げ方式ではなく、こちらから計画的に修繕をしていくべきではないのでしょうか。行政的な指導のような取り組みがあってもいいと思いますが、先ほどの看板の件も含めて、どうでしょうか。

(事務局) 令和4年で重伝建地区に選定されてからちょうど10年という節目の年になりました。選定前までは修理修景をしていませんでしたが、10年間コンスタントに修理修景を続けてきたことで、今後、修理修景する物件が無くなってくる可能性もあります。そのため、こちらの方から町並みを保存するという考え方を、住民に継続的に説明する必要があると認識しています。重伝建地区の中の協議会がありますので、その中で住民とお話ししていきたいと思っています。郡上八幡北町伝建地区の最大の特徴は、住民がそのまま住み続けているところです。商売をやめられて、看板が少ないですが、看板についてもどうするか住民と話し合いを進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

(会長) そのほか、全体を通して何かご質問等ありますか。

<質問なし>

(会長) それでは、特に無いようですので、報告事項については終了させていただき、進行を事務局にお返しします。

(事務局) 会長、ありがとうございました。その他連絡事項を特にありませんので、これにて令和4年度第1回都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

(14時45分 終了)